

目次

第1章 認定NPO法人制度について	1
1 認定NPO法人制度の概要.....	2
(1) 認定NPO法人とは.....	2
(2) 仮認定NPO法人とは.....	2
(3) 認定NPO法人等になることによるメリット.....	2
(4) 認定の基準.....	3
(5) 欠格事由.....	3
(6) 認定等の有効期間等.....	3
事前チェックシート	5
2 認定NPO法人等の税制上の措置.....	21
第2章 認定の申請手続・認定の基準について	25
1 認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続.....	27
(1) 認定を受けようとする場合.....	27
(2) 仮認定を受けようとする場合.....	27
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合.....	28
2 認定等の基準の概要.....	35
(1) 認定の基準の概要.....	35
(2) 欠格事由の概要.....	37
3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準.....	39
4 欠格事由.....	54
第3章 法人の管理・運営について	57
1 認定NPO法人等の報告義務.....	58
(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告.....	58
(2) 助成金及び海外送金等の報告.....	59
(3) その他の報告.....	60
2 認定NPO法人等の情報公開.....	61
(1) 認定NPO法人等の情報公開（閲覧）.....	61

(2) 所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）	62
3 認定NPO法人等に対する監督等	63
(1) 認定NPO法人等に対する報告及び検査	63
(2) 認定NPO法人等に対する勧告、命令等	64
(3) その他の事業の停止	64
(4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し	64
(5) 罰則	66
第4章 合併法人に係る認定について	69
1 NPO法人の合併	70
2 合併法人に係る認定等の基準の適用	70
(1) 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合	70
(2) 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合	74
(3) 認定NPO法人等の合併	77
提出書類一覧・様式集	83

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
法附則	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
仮認定NPO法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する仮認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等	認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措法	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
法人法	法人税法（昭和40年法律第34号）
法人令	法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
法人規	法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
所法	所得税法（昭和40年法律第33号）
所令	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
所規	所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
相規	相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）
組登令	組合等登記令（昭和39年3月23日政令第29号）
行手法	行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）

（注）この手引きは、平成24年4月1日に施行される法令に基づいて作成しています。